

ごみの散乱の防止に関する基本方針

平成 7 年 3 月 27 日

近年、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻等のごみが道路、公園や田畑などに散乱し、県土の美観を損なうばかりでなく、快適な生活環境を確保する上で少なからず影響を与えている。

ごみが散乱していない環境を創造することは、人々の心をなごませ、地域の魅力を高めることにもつながり、さらに、次世代に良好な環境を引き継ぐためにも、自らのごみは自らその処理に責任を持ち、美しい環境づくりに努める必要がある。

この基本方針は、このような認識のもとに、県民・事業者・市町村と連携を図りながら、県が行うごみの散乱防止に関する施策を推進するための基本的事項について定めるものである。

1 ごみの散乱の防止についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項

(1) 県民に対する啓発

空き缶等のごみの散乱は、主に個々人のモラルの問題に起因していることから、その防止に当たっては、県民のモラルの向上を図ることが重要である。

このため、県の広報やラジオ等の広報媒体の利用を始め、ポスター、パンフレット等の各種啓発資材の作成・配布、行催事の開催等により、啓発活動を推進する。

また、個々人のモラルの向上を図るとともに、環境に配慮した生活習慣を確立することが求められている。このため、愛知県教育委員会の協力を得て、環境教育副読本の作成、配布等の事業を推進するなど、学校教育及び社会教育の場を通して環境美化に関する理解を深めるとともに、美しい環境づくりに取り組む意識を高め、環境美化活動への積極的な参加を促す。

また、道路等における空き缶等ごみの散乱は、自動車からの投げ捨ても大きな原因となっていることから、自動車運転者のマナーの向上を図るため、愛知県公安委員会等の協力を得て、自動車運転者に対する啓発活動を推進する。

(2) 事業者に対する啓発

ごみの散乱防止を推進するに当たっては、事業者が自らの取組みを進めるとともに、利用者・消費者への啓発等も大きな効果を与える。

このため、事業者がその事業活動に応じて、清掃美化事業、ごみ回収容器の設置管理及び周辺清掃、消費者に対する啓発等に取り組むよう協力要請する。

(3) ごみ散乱防止強調週間における取組

ごみの散乱防止について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、地域が連帯して美しい環境づくりを進めるため、ごみ散乱防止強調週間には、街頭キャンペーン、ポスター等による啓発活動を実施するとともに、県民・事業者・市町村と一体となって、清掃美化活動を推進する。

(4) 関係法令の周知

ごみを投棄する行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、軽犯罪法（昭和 23 年法律第 39 号）等の法律においてそれぞれの目的から禁止規定や罰則規定が設けられており、その趣旨が県民等に理解されるよう周知する。

2 市町村が実施するごみの散乱の防止に関する施策の総合調整に関する事項

(1) 市町村条例制定の促進

市町村が条例を制定する際の参考となる市町村条例案を提示し、地域の実情に応じたごみの散乱の防止に関する施策を盛り込んだ市町村条例制定の促進を図る。

(2) 市町村間の調整

幹線道路沿線や自然公園等の市町村域を越える地域におけるごみの散乱防止対策など、複数市町村間において広域的に実施されることが効果的な施策については、市町村間の調整を図る。

3 その他ごみの散乱の防止に関し必要な事項

(1) 関係団体との連携

ごみの散乱の防止については、県民・事業者・行政が一体となって、連携を図りながら施策を推進することが重要である。

このため県は、「ごみ減量化推進あいち県民会議」や「愛知県環境美化連絡会議」の構成団体等と連携を図り、ごみの散乱の防止に関する施策を実施する。

(2) 市町村に対する情報提供

県内及び他県で行われている効果的なごみ散乱防止対策の事例等の収集に努め、その情報を市町村に提供する。

(3) 県の管理する公共の場所の清潔の保持

県が管理する道路、公園等の公共の場所においては、当該場所の管理者による清掃の実施や利用者に対する啓発等により、清潔を保つよう努める。

(4) 県の実施する各種事業における配慮

県は、各種事業を実施するに当たっては、ごみの散乱防止に配慮する。